

議会の運営

定例会と臨時会

定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。

臨時会は、必要がある場合、その案件に限り審議するために開かれます。

本会議

本会議は、町議会議員が全員出席して行われ、議会の意思を決定するとても大切な役割をもつ会議です。

法律上で要求される議会の議決・決定・承認・採択などは、この本会議で行われます。

議員は、招集された日に議場に出席し、議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

議会で審議するについて

議案…予算の決定、条例の制定や改正、その他重要事項について審議します。

同意…町の主要な役職につく人（副町長、教育委員、監査委員、

固定資産評価委員など）を町長が選任・任命する際には、議会の同意を必要とします。

認定…決算の内容を審査します。

選挙…議長、副議長などを選挙します。

その他…町民、団体等からの請願を審議し、町だけではできない問題については、関係行政庁に意見書を提出します。

決議…議会の意思表示の一つで政治的効果や議会の意思を広く皆さんに表明するためのものです。

委員会…委員会は、本会議における審議の予算審査・予備審査・調査を行うための内部組織として設置されています。

周防大島町議会では、総務文教常任委員会、民生常任委員会、建設環境常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会、地域活性化特別委員会、防災対策特別委員会、岩国基地関連対策特別委員会、議会活性化に関する特別委員会が設置されています。

『一般質問』とは？

一般質問は、公式の発言の場で議員活動の一つとして町長等の執行部に対し、事務の執行状況や将来の展望など住民の生活に係る町政のあらゆる諸課題について町側の考え方を聴くことができます。

議員は、資料を集め、調査・研究し、原稿を作り構想を練って質問します。質問時間は、一人60分の制限時間内で、質問回数には制限がありません。

「議会だより」では、スペースの都合上、質問と答弁が要約してありますので、臨場感ある本会議での傍聴をお待ちしています。なお、本会議の様子は、ケーブルテレビ（大島チャンネル）からご覧できます。

また、各総合支所に備えてあります「会議録」も、ご自由に閲覧できます。

『請願・陳情』について

町政に要望があるときは、誰でも町議会に対して請願や陳情ができます。

町議会では、委員会で審査し、採択したものは関係部局へ送り、その実現を図ります。

町民の皆さんが行政等について要望や意見を文書にして「請願書・陳情書」として町議会に提出できます。

議員の紹介によって提出されたものを請願書、そうでないものを陳情書と区分しています。

陳情書等の様式等は、議会事務局へお問合わせください。

（電話74-1003）